

# 秦の連坐制と「与盜同法」「与同罪」——秦法がとくに牽制する犯罪——

石 岡 浩

はじめに

紀元前二二一年、秦王の嬴政（始皇帝、在位前二二一〜前二一〇）は厳格な法で統率された軍隊を率い、六国を滅ぼして中国を統一した。その嚴格な法の象徴として、肉刑と並んで非難されるのが連坐制度である。

戦国時代末期の秦の法制度を伝える睡虎地秦簡<sup>(1)</sup>には、秦の連坐を説明する「法律答問」18条「律曰与盜同灋」条（20・21簡）がある。

律に、与盜同法と曰う。又、与同罪と曰う。此の二物は、其の同居、典、伍に当<sup>ま</sup>之れに坐すべし。与同罪、と云い、其の罪を反<sup>かえ</sup>す、と云えば、当に坐すべからず。●人の奴妾其の主の父母より盜すは、主より盜すと為すや、主より盜すと為さざるや。同居するは主より盜すと為し、同居せざるは主より盜すと為さず。（律曰、与盜同灋（法）有（又）曰、与同罪（罪）。此二物。其同居、典、伍当坐之。云、与同罪（罪）、云、反其罪（罪）者、弗当坐。●人奴妾盜其主之父母、為盜主、且不为。同居者为盜主、不同居不为盜主。）

このように断句して読んでみると、この条は、律に「与盜同法」「与同罪」の二語のどちらかがあるばあい「同居・典・伍」が連坐することを説明したように読める。「同居」は同じ戸内に居住する者、「(里)典」は里の代表者、「伍」は五人組を構成する伍人である。

しかしこの条について、先行研究の見解は一致していない。たとえば『睡虎地秦墓竹簡』の整理小組は、上記の解釈と同様に「与盜同法」「与同罪」の両者が犯罪者の同居・里典・伍人を連坐させる処罰であると解されている。<sup>(2)</sup>といるが A.F.P.Hulsewe 氏は、この条の前半を「律に、与盜同法」と曰い、又、与同罪と曰うは、此れ二物なり。其れ同居、典、伍当<sup>ま</sup>之れに坐すべきは、与同罪、と云い、其の罪を反<sup>かえ</sup>す、と云えば、当に坐すべからず」と断句されているようであり、すなわち「与同罪」のみが同居・里典・伍人を連坐させると解されている。<sup>(6)</sup>

そこで睡虎地秦簡以外の資料を見てみると、前漢初年の法を伝える張家山漢墓竹簡「二年律令」<sup>(7)</sup>にも「与同罪」「与盜同法」という語が存在する。しかしそれらに睡虎地秦律の連坐規定を適用しても、一見、整合的な理解は得られない。しかも「二年律令」には、これらの語を使用しないで連坐

を科す個別の規定群も散見する。すると秦の「連坐」には、「与同罪」あるいは「与盗同法」の語によって自動的に「連坐」が科せられるばあいと、各種の犯罪内容ごとに、個別に「連坐」を科すばあいが存在することになる。いわば「与同罪」と「与盗同法」が「連坐」の基本規定であり、個別の規定が「連坐」の例外規定に当たると想定されるのである。

そこで本稿では、まず睡虎地秦簡と「二年律令」から「与盗同法」「与同罪」と記す規定を収集して、両語が使用される犯罪の差異を確認し、「連坐」を科すべき犯罪の性質を整理する。そして犯罪の性質と連坐を受ける者との関係に注意を払いつつ、秦の「連坐」が当時の社会に生きる人々にかつる影響を与えていたのかという問題を考えてみたい。ただし「二年律令」の個別の連坐規定の検討は次稿に譲ることにする。<sup>(8)</sup>

なお本稿では、特殊な括り記号をつけた「連坐」の表記を使用する。この理由は、この「連坐」を死刑の連坐や「收帑」(犯罪者の妻子の没官)<sup>(9)</sup>と区別するためである。

## 一 「盗」の「連坐」

### 1 「与盗同法」と「与同罪」の違い

まず睡虎地秦簡「法律答問」26条「府中公金錢」条(32簡)を挙げる(傍線は筆者による。以下の資料も同じ)。

①府中の公の金錢もて私に貸りて之れを用うるは、与盗同法。●何をか府中と謂うや。●唯だ県の少内のみ府中と為し、其の它は為さず。(府中公金錢私貸(貸)用之、与盗同法(法)。●可(何)謂府中。●

唯県少内為府中、其它不為。

この条では、財務を扱う官署の金錢を私的に借用したばあい「与盗同法」(盗と同法)となる。このとき盗贓額に応じて科す刑を段階的に定めるつぎの規定(以下「盗」の科刑と略称)が適用される。<sup>(10)</sup>

贓額六六〇錢以上 ……黥城旦舂

贓額二二〇錢以上六六〇錢未滿……完城旦舂

贓額一〇〇錢以上二二〇錢未滿……隸臣妾

贓額一錢以上二二錢未滿 ……罰金四兩(贖二甲)

贓額一錢以上二二錢未滿 ……罰金二兩(贖一盾)

さらに本稿冒頭に挙げた「法律答問」18条を適用して「与盗同法」が「連坐」を伴うと考えると、このとき犯罪者の同居と里典と伍人が「連坐」する。「与盗同法」が連坐を伴うのであれば、一般の「盗」犯罪において、犯罪者の同居・里典・伍人はつねに「連坐」すると考えるのが自然である。事実、つぎの睡虎地秦簡「法律答問」19条では、「盗」犯罪に「同居」が「坐」すことを述べている。

②盗及び諸々の它罪に、同居所は坐に當つ。何をか同居と謂うや。●戸を同居と為す。隸に坐すも、隸は戸に坐さざるの謂いなり。(盗及者(諸)它罪(罪)、同居所当坐。可(何)謂同居。●戸為「同居」。坐隸、隸不坐戸謂毆(也)。

この条の先頭の「盗」は盗犯罪を指すと考えて問題ないから、やはり「与盗同法」には「同居」が「連坐」すると考えてよい。そこで本稿冒頭に示した整理小組の解釈とA.F.P.Hulsewe氏の解釈のうち、本稿は整理小組の解釈にしたがうことにして、「与盗同法」「与同罪」の両者に「連坐」が伴

うと考えることにする。

するとこの条から、「盗」以外にも、同居が坐す「諸々の它罪」が存在することがわかる。これは「盗」以外の犯罪のうち、一部に同居の「連坐」を伴う犯罪もあることを示していると解するべきである。それならば「与盗同法」とは、「盗」以外の犯罪（＝諸々の它罪）を犯した者に対して、「盗」者に科す刑とそれに伴う「同居」の「連坐」をすべて科すよう指示する語であり、そのように指示された犯罪が同居の坐す「諸々の它罪」の一つに当たるのであろう。

もっとも前漢初年の法規定を伝える「二年律令」には、「与盗同法」「与同罪」に「同居・伍人・里典」の連坐が伴うことを述べた規定が見当たらない。しかしこの「連坐」規定が前漢初年にも継承されていたと考えるべき痕跡が「二年律令」にある。それは「与盗同法」と「坐贓為盗」の使い分けである。

## 2 「与盗同法」と「坐贓為盗」

「坐贓為盗」（贓に坐して盗と為す）も、「盗」ではなく不正に利益を得る犯罪に対して「盗」の科刑を適用するよう指示する語に当たる。この「坐贓為盗」と記す犯罪と「与盗同法」と記す犯罪の内容に何らかの区別があり、それが連坐の有無と関係の深い条件で区別されていたとすれば、「坐贓為盗」は、犯罪者の同居と里典と伍人を「連坐」させず、本刑の「盗」の科刑のみを科すように指示する語ではないかという推測が可能となる。

この「坐贓為盗」の語は「二年律令」から5例が検出される。まず4例（③～⑥）を挙げる。

秦の連坐制と「与盗同法」「与同罪」——秦法がとくに牽制する犯罪——

③ 当に伝を發くべき所に非ざるや、敢えて伝を發きて食らわしむる母かれ。伝を為すに員を過ぎ、及び私人にして敢えて伝者に食わしむるを為すは、皆坐贓（贓）為盗。（「前略」非当発伝所也、毋敢发伝食焉。為伝過員、及私人而敢为食伝者、皆坐贓（贓）為盗。）「二年律令」229、230簡

④ 受賂枉法、及び賂を行なう者、皆坐贓（贓）為盗。罪の盜より重き者、重き者を以て之れを論ず。（受賂枉法、及行賂者、皆坐贓（贓）為盗。罪重於盜者、以重者論之。）「二年律令」60簡

⑤ …… 諸そ詐りて券書を増減す、及び書を為るに故に詐りて副をなさず、其れ以て負債を避く、若しくは賞賜の財物を受くるは、皆坐贓為盗。……（□諸詐（詐）増減券書、及為書故詐（詐）弗副、其以避負債、若受賞賜財物、皆坐贓（贓）為盗。「後略」）「二年律令」14簡

⑥ 故に行錢を毀ち銷して以て銅、它の物を為るは、坐贓為盗。（故毀銷行錢以為銅、它物者、坐贓（贓）為盗。）「二年律令」199簡

これら4例の贓物の性質に注目すると、つぎのような共通性が見出される。まず③の犯罪は、官吏が出張先で規定以上に食糧を授給したことからなり、同居らに何かを持ち帰るような性質の犯罪ではない。

ついで④の犯罪は官における賄賂の授受からなり、授者・受者双方が「坐贓為盗」となる。ここには授受された賄賂の具体像が示されていないので、官吏が受けた賄賂が同居らのもとに持ち帰られることは想定されていないとおぼしい。そして「盗」犯罪より重い罪を同時に犯していたばあい、その重い方の罪で科刑せよということとは、より重い罪の方に「連坐」

が伴っていないばあいもあり得る。もし「坐贓為盜」に「連坐」が伴っているにもかかわらず、「連坐」を伴わない重い方の刑が科せられれば、かえって同居は「連坐」を免れることになってしまう。また賄賂を贈った側は、行政上の便宜による利益を得るに過ぎない。

⑤の犯罪では、偽って獲得した賞賜や財物であっても、それは正当な賞賜・財物として持ち帰られるのだから、同居らはそれが不正な贓物であることに気付くわけもない。

また⑥の犯罪は「行錢」（錢の額面価格に見合う銅の質量を備えた錢）を溶かして鑄塊や他の銅製品に作り替える行為からなる。これが官の鑄造所内であれば、「行錢」を溶かした者は職務上の失態の責を問われるに過ぎず、何かを獲得するわけではない。民間であれば、同居らが鑄塊や銅製品を目にしても、それが「行錢」を溶かした違法な産物とは気付かない。

すると「坐贓為盜」と記す③～⑥は、同居・里典・伍人が違法な獲得物の分配を受けたり、違法性に気付いたりする可能性がきわめて低いため、犯罪の連帯責任を問う「連坐」を設定しにくい性質の犯罪といえる。そして⑥は必ずしも官吏のみの犯罪とはいえないものの、いずれも役所内の犯罪であり、その官吏の同居と伍人は犯罪に関与したり違法性に気付いたりするような可能性がきわめて薄いといえる。

それならば、同居・伍人らが違法な獲得物の分配を得る、あるいは犯罪を知覚するという可能性の低い犯罪に「坐贓為盜」が適用され、そこに「連坐」が設定されず、逆にそのような可能性の高い犯罪が、同居・伍人の責任を問う「連坐」を設定すべき性質の犯罪とみなされて、「与盗同法」が適用されているという仮説が成り立つ。

そこでつぎに「与盗同法」が適用される犯罪の性質について確認しよう。

### 3 「与盗同法」——贓物の性質

「二年律令」からまず二条を挙げる。

⑦ 諸そ脯肉を食らうに、脯肉の毒もて人を殺、傷、病せしむは、亟かすみやに尽く其の余を熟燔せよ。其れ県官の脯肉なるも、亦た之れを燔け。当に燔くべくして燔かざるもの、及び吏の主者は、皆脯肉の贓に坐し、

与盗同法。（諸食脯肉、脯肉毒殺、傷、病人者、亟尽執（熟）燔其余。其県官脯肉也、亦燔之。当燔弗燔、及吏主者、皆坐脯肉贓（贓）、与盗同法。）「二年律令」20簡

⑧ 人の畜産を賊殺傷するは、与盗同法。畜産もて人の為なに牧して殺傷、（賊殺傷人畜産、与盗同法。畜産為人牧而殺傷）「二年律令」49簡

⑦は、中毒を起こした乾し肉の残余を処分しない者の処罰を定める。未処分の乾し肉は着服した贓物と見なされて「与盗同法」となる。「吏の主者」が処罰されているので役所内の犯罪のように見えるが、乾し肉を持ち帰って分配した行為が処罰の対象となっているから、当然、同居・伍人はその分配に与り得ることが推測される。

⑧は、他人の畜産を故意に殺傷したばあいに「与盗同法」となる。これは畜産を食用にする目的の犯罪と考えてよく、その畜産の評価額が贓額となる。この贓物は食用の肉という具体的な「モノ」だから、同居にもたらされ、伍人の目に触れることも想像に難くない。

つぎの⑨（77簡）も、不正な貸借物が「銭金・布帛・粟米・馬牛」であり、金銭と「モノ」からなる。「銭金・布帛・粟米・馬牛」でなければ「与

盗同法」ではないことは、金銭とモノが「贓物」であるときに「与盗同法」となることを推測させる好個の規定といえる。

⑨……財物を以て私に自ら仮貸し、人に仮貸するは罰金二両。其れ銭金・布帛・粟米・馬牛なるや、与盗同法。(□□以財物私自仮貸(貸)、仮貸(貸)人罰金二両。其れ銭金・布帛・粟米・馬牛毆(也)、与盗同法。)

「二年律令」77簡

つぎの⑩(57簡)では、「与盗同法」を科す条件として、盗賊の分配を記す点が注目される。

⑩人をして盗ましめんと謀る、若しくは人に盗む可き所を教え、人即し其の言を以て、……及び人盗するを知りて、分に与るは、皆与盗同法。(謀遣人盗、若教人可(何)盗所、人即以其言□□及智(知)人盗、与分、皆与盗同法。)

この⑩において、盗賊であることを知りつつ「分」(分け前)を受け取ったことが「与盗同法」を科す条件として記されることはきわめて重要である。協力者が「分け前」を得たことこそが、盗を實行した者と同等視されて「与盗同法」を適用された理由であることを明証するからである。「盗」の実行者・協力者を問わず、金銭やモノの分配を得て自宅に持ち帰ること、ここにその恩恵を受ける同居らが「連坐」すべき理由がある。

したがって「二年律令」の諸条から、「与盗同法」を科す犯罪は、同居・伍人が違法な獲得物の分配を得たり、違法な獲得物であることに気付く可能性が高い状況を合わせ持つ犯罪であることがわかる。そして前節で見たように、「坐贓為盗」を科す犯罪はその可能性がきわめて低い。それならば睡虎地秦簡「法律答問」18条の「与盗同法」に「連坐」が伴うという定

秦の連坐制と「与盗同法」「与同罪」——秦法がとくに牽制する犯罪——

義は「二年律令」においても継承されており、それは「連坐」を伴わない「坐贓為盗」と區別して「連坐」を科す用語であると考えてよいであろう。秦法を継承した「二年律令」において、違法な取得物が具体的なモノや金銭からなり、かつそれを持ち帰り得るといふ条件のあるときに「与盗同法」を科し、同居や里典・伍人を自動的に「連坐」させる。それは、獲得物を目にした同居らが、その違法性に気付くはずと見なされたからにほかならない。

私的な商業が禁止され、農事・軍事を問わず、日々常に里人が伍制の管理下で行動したとされる商鞅変法(前三五九・前三五〇)<sup>(11)</sup>以後の秦の社会では、日常、いつ誰にいかなる収入があるのか、里人同志がみな把握していよう。その範囲を逸脱して、分配可能な量のモノや金銭が里内に持ち込まれることは「異常」な事態といつてよい。その「異常」は里内の秩序維持の責を担う里典の耳にも届く。もし里典がその疑いを役所に具申しなければ、それを故意に見逃したことになる。ここに同居・伍人に加えて里典まで「連坐」する理由がある。

つまり「異常」を報告する義務を同居・伍人・里典に課すからこそ、彼らは報告されなかった「盗」に「連坐」するのである。

#### 4 「与盗同法」——役所管理下の「盗」

このような「異常」は官の管理物から発生するばあいもある。睡虎地秦簡「秦律十八種」效律17簡を見てみよう。

⑪禾芻稾もて厩に積むに贏る備わらざる有りて、而るに匿して謁めず、及び諸々贏るを移して以て備わらざるを償う、群它物もて負債に

当て、而るに偽りて之れを出し、以て償うに匪ざるは、皆与盗同法。

大畜夫・丞知りて而るに罪せざるは、平罪人律を以て之れを論じ、又主廩者と共に備わらざるを償う。(禾・芻稾積廩有贏、不備、而匿弗調、及者(諸) 移贏以賞(償) 不備、群它物当負賞(償) 而偽出之、以彼(匪)<sup>(12)</sup> 賞(償)、皆与盗同・(法)。大畜夫・丞智(知) 而弗辜(罪)、以平辜(罪) 人律論之、有(又) 与主廩者共賞(償) 不備。〔後略〕

この条では、禾芻稾の倉庫において、帳簿よりも過剰・不足があるのを知りつつ隠匿したばあい、または過剰分を不足分に移して備蓄の不足を解消したり、別の物で不足分を解消させるとき、倉庫から搬出した禾芻稾を不足の解消に使用しなかつたばあいという二つの条件を挙げて、その管理者の処罰を「与盗同法」とするよう述べる。

ここで最初に提示されるのは、禾芻稾という具体的な「モノ」である。その所在不明の不足分、理由不明の過剰分と不正な搬出分が、管理担当者の贓物に等しいと見なされて「与盗同法」が適用され、その同居や伍人・里典までもが「連坐」する。この管理者はそれら過不足分を「盗」んだ疑いで罪を問われたといえる。

ちなみに「秦律十八種」の效律には、倉内の「禾粟」が腐敗したばあい、その量に対応して管理者を贓罪に処す規定<sup>(12)</sup> (164～165簡) がある。

⑫倉漏り禾粟を朽つ及び禾粟を積みて之れを敗い、其れ食らう可からざる者百石を盈さざる以下は、官畜夫を諱し、百石以上より千石に到るは、官畜夫に一甲を贖す。千石を過ぐる以上は、官畜夫に二甲を贖す。……。(倉漏(漏) 朽(朽) 禾粟、及積禾粟而敗之、其不可食者不盈百石以下、諱官畜夫、百石以上到千石、贖官畜夫一甲。過千石以

上、贖官畜夫二甲。〔後略〕

この処罰は「盗」の科刑よりかなり軽い。つまり管理責任のみを問うにとどまって贓物を問題にしないのなら、みなこのような罰金や戒告(諱)を科す軽い処罰で済むのである。

それならば⑪の管理者は、管理責任を問われたに留まらず、不足分・搬出分を着服した罪で「与盗同法」が適用されたことになる。それは、管理者が禾芻稾の過不足を「知っている」うえで隠匿し、虚偽の搬出を行なった以上、その管理者は「盗」の協力者の一人であり、禾芻稾を「盗」んだも同然だからなのである。

この管理者の同居らが「連坐」するのは、「盗」に協力した管理者が贓物の分け前を持ち帰るのが当然と見なされたからにはかならない。具体的な「モノ」が贓物となる犯罪では、それに関与・協力した者はつねに贓物の「分け前」を得たと見なされる。それゆえ「与盗同法」が適用されたのである。それはつぎの二年律令74・75簡<sup>(13)</sup>も等しい。

⑬財物を辺関の徼より盗出す、及び吏の部主知りて出せば、皆与盗同法。知らざるは、罰金四兩。使者以て出す所、必ず符致あり。符致母く、吏知りて之れを出すも、亦た与盗同法。(盗出財物于辺関徼、及吏部主智(知) 而出者、皆与盗同法、弗智(知)、罰金四兩、使者所出、必有符致、毋符致、吏智(知) 而出之、亦与盗同法。)

この条では、辺境の関所や徼(国境)を越えて、違法に財物を持ち出した犯人と、その違法性を「知っている」のに持ち出しを見逃した関所や国境線の管轄責任者が「与盗同法」となる。

注目されるのは、責任者が持ち出しを「知らない」とき罰金四兩で済む

ことである。先掲⑫のとおり、管理者の責任を問うだけなら、その量に応じて罰金（賈刑）を科す。この「知らない」責任者は管理責任のみを問われたのである。ところが⑬の持ち出しを「知っている」責任者には「与盗同法」を科す。これは管理責任を問うに留めず、「盗」の協力者と見なしただからである。

要するに管理責任者は、知っているか否かを問われて「知っている」とき「盗」と「同法」となる。同居・里典・伍人は、持ち帰り得る具体的な盗贓があるとき、本当に盗贓の存在を知っているか否かを問われずに、自動的に「知っているはず」と決めつけられて「連坐」する。

つまり立法者の目的は、犯罪の存在を「知っている」者すべてを処罰することにある。それゆえ管理責任者が「知っている」か否かを確認した。ただ犯罪者とその協力者の同居・伍人がそれを知っていたか否かについては、「家」の中のことでもあり厳密に調査するのは不可能に近い。そこで持ち帰り得る贓物が存在するという条件があれば、同居・伍人は必ず「知っているはず」と決めつけて「連坐」させることにしたのである。

ここには、贓物の分け前を得る可能性のある者、「盗」犯罪の存在を「知っている」可能性のある者という条件で、それらをことごとく処罰せんとする秦独得の処罰観念が存在するといえよう。この処罰観念に基づき、「与盗同法」と「坐贓為盗」の語が、分配可能な「モノ」が贓物となる犯罪とそうでない犯罪を分別し、そこに「連坐」の有無を設定するのである。

そしてつぎに挙げる条では、「与盗同法」「坐贓為盗」が、犯罪を知り得る立場の者とその立場にない者を分別している。それは「与盗同法」と「坐

贓為盗」が、「連坐」を科すべき条件があるか否かで使い分けされることを浮き彫りにする好例である。この「犯罪を知り得る立場にある者」にも「連坐」が付加されることを確認しよう。

## 5 「連坐」対象者の分別

二年律令260、262簡には、「坐贓為盗」と「与盗同法」が同一条文上に現れる。説明の便宜のため、条文を前後半に分けて⑭a・⑭bの記号を付す。

⑭a市に販<sup>あまな</sup>うに匿<sup>かく</sup>して自ら租を占せざれば、坐所匿租贓為盗、其の販売する所及び買錢を県官に没入し、之れを列より奪う。列長、伍人告せざれば、罰金各々一斤。嗇夫、吏の主者得<sup>とよ</sup>えざれば、罰金各々二兩。

⑭b諸そ人を詐<sup>あそむ</sup>り給きて以て取ること有る、及び販売買して人を許り給く有れば、皆贓に坐して与盗同法、罪耐以下は又之れを遷す。能く捕う若しくは吏に誦する有り、吏、一人を捕得すれば、二歳を除くを為し、它人を除かんと欲すれば、之れを許す。

⑭a市販匿不自占租、坐所匿租贓（贓）為盗、没入其所販売及買錢県官、奪之列。列長、伍人弗告、罰金各一斤。嗇夫、吏主者弗得、罰金各二兩。⑭b諸詐（詐）給人以有取、及有販売買而詐（詐）給人、皆坐贓（贓）与盗同法、罪耐以下有（又）（懲）之。有能捕若誦吏、吏捕得一人、為除戍二歳、欲除它人者、許之。

まず前半の⑭aに「坐所匿租贓（贓）為盗」とある。「匿す所の租」を省けば「坐贓為盗」の語が見出されるので、「盗」の付加刑の「連坐」は科せられない。ただしここには、告発しない列長と伍人に罰金一兩を科するという、条件付きの「連坐」が定められている。

この犯罪は、官営市場の販売従事者が市の商業税を支払わないことからなる。そこに市の列（売場）の管轄責任者の列長と伍人が列挙されるのだから、この「伍」は市の販売者たちで構成された「伍」に違いない。列長と市の伍人が「連坐」するのは、その犯罪を当然「知っている」はずなのに見逃した可能性を追究したことにある。

ところがそこに同居と里典の名がない。それは、列長と市の伍人はこの税金の誤魔化しを知り得る立場にあるが、市場にいない同居と里典がこの犯罪を知る可能性は薄いことにかかる。誤魔化した商業税はたんに正当な売り上げ金として家に持ち帰られるからである。

するとこの「坐贓為盗」は、市場に居合わせず犯罪を知る可能性のない者（同居・里典）が「連坐」するのを回避させるため、「同居・典・伍」が自動的に「連坐」する「与盗同法」を避けて適用されたことになる。そうであるからこそ、職場内で犯罪を知り得る可能性のある者（列長・伍人）だけを「連坐」させる規定がわざわざ特記されたのである。

つまり⑭aでは、まず最初に、犯罪を知覚する可能性のない者をいったん「連坐」から除外するために「坐贓為盗」を利用し、そのあとで、知覚する可能性のある者に個別に「連坐」を設定した。

しかも後半⑭bの「諸」字以下には、詐欺で不当利益を得る者、および詐欺的な商業行為で不当利益を得る者全般に対して「与盗同法」を適用し、その「同居・典・伍人」をすべて「連坐」させる規定がある。ここには、前半⑭aのような官営市場という限定がなく、「同居・典・伍」たちに対して責任・関与の有無を区別するような条件もない。それゆえ「連坐」の対象となる者、ならない者を個別に選択する必要がないのである。

この「諸」字以下の規定⑭bは、詐欺行為で不当利益を得る犯罪に対する処罰を定める一般規定に当たるとする。ここでは「与盗同法」によって「同居・典・伍人」がみな「連坐」する。

それに対して、この「諸」字より前に記された「坐贓為盗」の規定⑭aは、市場における税金のごまかしに限定して、犯罪の存在を知り得る立場の者のみを「連坐」させる例外規定に当たる。つまりこの条⑭a bは、先に例外規定⑭aを示したあと、後に「諸」字以下の一般規定⑭bを示す構成からなるのである。

このように考えてくると、秦法は、贓物の分け前を得る可能性のある者、「盗」犯罪の存在を「知っている」可能性のある者、それらをことごとく処罰するために、分配可能な「モノ」が贓物となる犯罪、または犯罪を知り得る立場にある者が存在する犯罪に限定して、「連坐」を付加する原則をたてていることになる。

この原則は二つの語で実現される。すなわち「盗」の科刑と付加刑たる「連坐」をすべて科すという指示語が「与盗同法」であり、「盗」の科刑のみを科して「連坐」を科さないという指示語が「坐贓以盗」なのである。当然「与盗同法」は、「坐贓以盗」よりも重い処罰を科さんとするときに使用される。

この原則と二種の指示語の使い分けは、「連坐」を科すもう一つの指示語、「与同罪」にも看取される。

## 二 「与同罪」を科す犯罪の性質

### 1 「与同罪」と「以其罪論之」「以其罪反罪之」

「与同罪」（与ともに同罪）とは、犯罪の協力者に対して、その犯人と同じ処罰を加えるよう指示する語である。

この「与同罪」のほかに、同じ処罰を科すよう指示する語が存在する。それは「以其罪論之（其の罪を以て之れを論ず）」と「以其罪反罪之（其の罪を以て反して之れを罪す）」である。とくに後者は、本稿冒頭に挙げた法律答問18条の「其の罪を反す、と云えば、坐に当たらず」に当たり、「以其罪論之」「以其罪反罪之」は、連坐れんざを伴わないことが推測される。まず二年律令の亡律167簡⑮を見てみよう。

⑮ 罪人を匿すは、死罪は黥して城旦舂と為し、它是各々与同罪。其の匿す所未だ去らずして之れを告すは、除く。諸そ罪人を舍匿するに、罪人自ら出づ、若しくは先に自告すれば、罪を減じ、亦た舍匿する者の罪を減ず。所舍……（匿罪人、死罪黥為城旦舂、它各与同罪。其所匿未去而告之、除。諸舍匿罪人、罪人自出、若先自告、罪減、亦減舍匿者罪。所舍）

この条では、死罪の罪人を隠匿した者は黥城旦舂の罪になり、それ以外の罪人を隠匿すれば「与同罪」で罪人と同じ罪になることを定める。<sup>13</sup>ところがこの⑮とよく似た構文でありながら、「与同罪」の語を使用しないのが、「二年律令」93～94簡⑯と110簡⑰の二条である。

⑯ 鞠獄するに故縦し、不直す、及び診、報に辟して故に窮審せざれば、

秦の連坐制と「与盗同法」「与同罪」——秦法がとくに牽制する犯罪——

死罪は、斬左趾して城旦と為し、它是各々其の罪を以て之れを論ず。其れ繫城旦舂、作官府もて日を償うに当たれば、罰歳ごとに金八両、歳に盈たざれば罰金四両とす。（鞠（鞠）獄故縦、不直、及診、報辟故弗窮審者、死罪、斬左止（趾）為城旦、它各以其罪論之。其当真（繫）城旦舂、作官府償日者、罰歳金八両、不盈歳者罰金四両。）

⑯では、罪状の確定手続きのさいに、理由なく無罪としたり、わざと律と異なる刑を科したりしたばあい、および現場の検分、刑罰の適用を回避して、故意に調べ尽くさなかったばあいに、死罪であれば担当官吏を斬左趾城旦とし、そのほかの罪であればその罪を科す。<sup>14</sup>

⑰証するに情を言わず、出入するを以て人を罪すれば、死罪は、黥して城旦舂と為し、它是各々其の出入する所の罪を以て反して之を罪す。獄未だ鞠せずして更に情を言えは、除く。吏謹んで先に以て証を弁告す。（証不言請（情）、以出入罪人者、死罪、黥為城旦舂、它各以其所出入罪反罪之。獄未鞠而更言請（情）者、除。吏謹先以弁告証。）⑰では、虚偽の証言で人を罪に陥れようとしたばあい、その罪が死罪であれば黥城旦舂とし、死罪以外であれば偽った罪でその者の罪とする。

これら三条（⑮⑯⑰）のうち、⑯は官吏の裁判遂行上の犯罪、⑰は偽証する犯罪からなる。両者は「モノ」や人が官吏と証人の同居・伍人のもとにもたらされる犯罪ではない。

ところが⑮は、罪人という「異常」な存在が隠匿者によって里内に持ち帰られる犯罪からなる。すると同居・伍人・里典はその姿やうわさを見聞きすることで、罪人の隠匿という違法行為に気付く可能性が生じる。それならば「与盗同法」と同様に、同居・伍人・里典はその犯罪に気付くは

ずであり、逃亡者の存在を、知っているはずと見なされて、官吏に告発する義務が生じる。

違法に「モノ」が持ち帰られ、それが同居らの目に触れて告発義務が生じるという点に注目すれば、⑮の犯罪は、いわば隠匿者が罪人を「盗」んできたに等しい。とはいえ、贓額に換算して刑を確定する「盗」の科刑を適用できない。それゆえ「与盗同法」ではなく、「与同罪」とされたのである。これはいわば個別に刑を設定すべき「特殊な盗」である。

前章で検討したように、「盗」の科刑に「連坐」が伴うのだから、この⑮の「特殊な盗」にも「連坐」が伴うと考えてよい。この「特殊な盗」は、前章に挙げた法律答問19条②「盗及び諸々の它罪に、同居所は坐に当つ」の「諸々の它罪」の一つに該当する。

すると「連坐」を伴う「与盗同法」に対して「連坐」を伴わない「坐贓為盗」があるのと同様に、「連坐」を伴う「与同罪」に対して「連坐」を伴わない「以其罪論之」「以其罪反罪之」があると理解される。すなわち本刑と「連坐」をすべて科す「与同罪」に対して、本刑のみで「連坐」を科さない「以其罪論之」「以其罪反罪之」があるといえよう。

なお⑮の「其の匿す所未だ去らずして之れを告すは除く」という規定は、隠匿者本人が告発したばあいに刑を免除されることのみを想定するよりも、同居や伍人が告発したばあいに「連坐」が免じられることも想定した方が、より自然に理解される。

それは前節に挙げた⑭a bも同様である。⑭aに「列長、伍人告せざれば、罰金各々一斤」とあるので、列長と伍人が告発すれば「連坐」の罰金は免除される。それならば⑭bに「能く捕う若しくは吏に調する有り、吏、

一人を捕得すれば」とあるのも、犯人と「連坐」する者たちが自ら犯人を捕らえたり、「吏」に通報したことで犯人が捕縛されれば、処罰を軽減されると理解されるのである。ここから「与同罪」「与盗同法」で「連坐」する者たちは、みなその犯罪を告発することで処罰を免除あるいは軽減されると見なしてよいであろう。

## 2 「与同罪」と「特殊な盗」

「与同罪」とする犯罪群には、より重い処罰を伴うものが多い。つぎに挙げる盗犯罪の三例も、固有の犯罪名を持ち「盗」の科刑よりも重い刑を科すことが律に定められた「特殊な盗」に当たる。

これら「特殊な盗」は、高価値の贓物が伴うため、その贓物が同居らのもとにもたらされる可能性が高い。それゆえ同居らの「連坐」を伴う犯罪とされ、その犯罪に協力した者が「与同罪」となれば、その同居らにも「連坐」が科せられる。「二年律令」63・64簡⑮を見てみよう。

⑮人の群盗を為すを知りて飲食を通じ之れに餽饋するは、与同罪。知る弗きは、黥して城旦舂と為す。其れ能く自ら捕う若しくは之れを斬るは、其の罪を除く。又賞すること捕斬の如し。群盗発するに、捕斬する能わずして吏に告すは、其の罪を除き、賞する勿し。(智(知)人為群盗而通欵(飲) 食餽饋之、与同罪。弗智(知)、黥為城旦舂。其能自捕若斬之、除其罪、有(又)賞如捕斬。群盗法(発)、弗能捕斬而告吏、除其罪、勿賞。)

この条は、群盗犯罪者であることを知りながら、食糧を供給した者を「与同罪」とする。つぎの「特殊な盗」を羅列した「二年律令」65・66簡

⑲により、群盜罪は死刑の磔刑に当たることがわかる。<sup>(15)</sup>

⑲群盜す及び亡して群盜に從う、人肢を毆折す、……、略して人を売る若しくは已に略するも未だ売らず、相を矯りて以て吏と為る、自ら以て吏と為して以て盜す。皆磔す。(群盜及亡從群盜、毆折人積(肢)、以て吏と為して以て盜す。皆磔す。)

「中略」略売人若已略未売、橋(矯)相以為吏、自以為吏以盜、皆磔。)

罰金刑から黥城旦舂刑までを科す「盜」の科刑に「連坐」が付加されるのだから、死刑を科す「特殊な盜」の犯人の同居らも当然「連坐」すると考えてよい。その「特殊な盜」の群盜と知りつつ食糧を供給した者は死刑の磔刑となり、その同居・伍人らが「連坐」する。

ここで⑳に「連坐」を伴う条件として、協力者が犯罪の存在を「知っている」ことが明記され、知らないで供給した者は黥城旦舂の罪のみで「連坐」を付加しない点もまた注目に価する。知っていて協力したからこそ、協力者は群盜と同等と見なされ、その同居らは「連坐」の対象になるのである。前章の検討を参考にすれば、その理由は贓物の分配を受ける可能性があるからにはかならない。

つぎに挙げる二年律令67簡⑳でも協力者が「知っている」ことを条件に「与同罪」となり、その同居らが「連坐」する。先掲の⑲の磔刑を科す盜罪を列挙した条に「略売人」があるように、この犯罪もまた「特殊な盜」に当たり、「略売」の協力者は磔刑となる。

⑳人の人を略売するを知りて与に売るは、与同罪。当に売るべからずして私に人の為に売るは、売る者皆黥して城旦舂と為す。買う者其の情を知るは、与同罪。(智(知)人略売人而与売、与同罪。不当売而私為人売、売者皆黥為城旦舂。買者智(知)其請(情)、与同罪。)

秦の連坐制と「与盜同法」「与同罪」——秦法がとくに牽制する犯罪——

この条で「与同罪」とする条件にも、やはり人身略取を「知っている」ことが明記されている。知っていてその販売に加わった協力者は人身略取を行なったに等しい。それゆえ違法な売上げの「分け前」を家に持ち帰るのは当然と見なされた。また購入した者も「略売」の被害者を持ち帰る以上、その存在から、同居や伍人が違法な人身売買に気付く可能性が高い。それゆえ「与同罪」によって「連坐」が付加されたのである。

そもそもこの律には、「当に売るべからざる」者を売っただけで黥城旦舂を科す規定も含まれている。違法に人(奴隸)を売る行為は、人を在るべき場所「戸」から引き離して移動させる点で「盜」に等しいからである。この規定から、当時、奴隸の売買は官の管理下にあり、無許可に奴隸を売り買いすることは禁止されていたと推測される。<sup>(16)</sup>すると官の管理下でない人身売買で得た収入は通常得られないはずの「異常」な収入であるし、違法に売買された奴隸も戸籍に正しく登録されない「異常」な存在であるからこそ、それら「異常」を目にした同居や伍人がその違法性に気付くのは当然と見なされた。そこに「異常」を官吏に申告する義務が発生する。それゆえ同居らは「連坐」するのである。<sup>(17)</sup>

つぎの二年律令76簡㉑は、前掲同74・75簡⑬「財物を辺関の徼より盗出す、及び吏の部主知りて出すは、皆与盜同法。知らざるは、罰金四兩」と対をなす。ここでも知っていて協力した者が「与同罪」とされている。

㉑黄金を辺関の徼より盗出するに、吏、卒、徒、部の主者知りて出さ及び索めざるは、与同罪。知らず、索むるも得えざるは、戍辺二歳。(盗出黄金辺関徼、吏、卒、徒、部主者智(知)而出及弗索、与同罪。弗智(知)、索弗得、戍辺二歳。)

この②では、⑬で「財物」と記された箇所「黄金」と記され、犯罪を<sup>レ</sup>知っている者たち（吏・卒・徒）と「部」（辺境防衛線上の複数の燧かななる軍事単位）の代表が「与同罪」とされ、<sup>レ</sup>連坐<sup>レ</sup>が付加される。

前掲の⑬では、犯罪を知らなかった者の管理責任を問うとき、ただ「罰金四両」を科すに留めていた。しかしこの②では知らなかった責任者を「戍辺二歳」としてより重く処罰する<sup>⑮</sup>。それは「黄金」の管理責任だからこそ重いのである。

それならば②の「黄金」を持ち出した犯人に対する処罰においても、⑬の「財物」を持ち出した犯人に対する処罰よりかなり重いことは間違いない。それゆえ②では、あえて「与盗同法」の「盗」の科刑を適用せず、より重い処罰を科すために「与同罪」を適用したのである。

以上の三例⑮⑯⑰から、「盗」の科刑よりも重い処罰を科す<sup>レ</sup>特殊な盗<sup>レ</sup>の協力者が違法行為の存在を<sup>レ</sup>知っている<sup>レ</sup>ことを条件に、「与同罪」とすることが知られる。知っていて協力した者がその贓の配分を受けるのは当然であり、その贓物や人（被害者）を同居らのもとにもたらずのは当然と見なされるからこそ、その同居らも<sup>レ</sup>連坐<sup>レ</sup>させられるのである。

したがって<sup>レ</sup>特殊な盗<sup>レ</sup>の「与同罪」も「盗」犯罪の「与盗同法」と同様に、贓物や人が同居・伍人の目に触れる可能性があることを条件として、<sup>レ</sup>連坐<sup>レ</sup>を付加するために利用される処罰であったと考えてよい。

「与同罪」の語によって、<sup>レ</sup>特殊な盗<sup>レ</sup>の協力者は自分の同居や伍人らまで<sup>レ</sup>連坐<sup>レ</sup>するという重い処罰を受ける。ただ<sup>レ</sup>連坐<sup>レ</sup>する者がいかなる処罰を受けるのかは、律文に明記されないものが多い。しかしつぎに挙げる「盜鑄錢」罪では、同居らを犯罪に気付くにいたらせる<sup>レ</sup>モノ<sup>レ</sup>が存在

しており、「盜鑄錢」に<sup>レ</sup>連坐<sup>レ</sup>する者とそれに科す処罰が個別に規定されている。

### 3 「盜鑄錢」の<sup>レ</sup>連坐<sup>レ</sup>

二年律令201・202簡⑲は、違法に鑄錢を行なう者とその幫助協力者を棄市とする。この「盜鑄錢」<sup>⑲</sup>もまた<sup>レ</sup>特殊な盗<sup>レ</sup>の一つである。

⑳ 盜鑄錢す及び左する者、棄市。同居告せざるは、贖耐。正典、田典、伍人告せざるは、罰金四両。或いは頗<sup>ナ</sup>る告すは、皆相除<sup>ク</sup>。尉、尉史、郷部、官嗇夫、士吏、部の主者得えざるは、罰金四両。（盜鑄錢及左者、棄市。同居不告、贖耐。正、典、田典、伍人不告、罰金四両。或頗告、皆相除。尉・尉史、郷部、官嗇夫、士吏、部主者弗得、罰金四両。）

この条では、同居と里正・里典・田典・伍人が犯罪を告発しなかったことを条件に、贖耐（金十二両の納入）または罰金四両を科す規定を特記する。ただしすべて告発した者は免除される。また同居・里正・里典・田典・伍人が<sup>レ</sup>知っている<sup>レ</sup>か否かという選択肢はなく、知る知らざるを問わず同居らは<sup>レ</sup>連坐<sup>レ</sup>する。

この条⑲は、「盜鑄錢」罪の処罰およびそれに<sup>レ</sup>連坐<sup>レ</sup>する者の処罰を定める基本規定に当たるとする。このように一つの犯罪に特化した<sup>レ</sup>連坐<sup>レ</sup>の処罰規定が存在することは、当時、<sup>レ</sup>特殊な盗<sup>レ</sup>それぞれに特化した<sup>レ</sup>連坐<sup>レ</sup>の処罰規定が存在していたことを推測させる。すなわち「与盗同法」の<sup>レ</sup>連坐<sup>レ</sup>には、「盗」の科刑に伴う<sup>レ</sup>連坐<sup>レ</sup>の処罰規定が準用され、「与同罪」の<sup>レ</sup>連坐<sup>レ</sup>には、<sup>レ</sup>特殊な盗<sup>レ</sup>それぞれに規定された<sup>レ</sup>連坐<sup>レ</sup>の処罰規定が準用されるのである。

ただ残念ながら「二年律令」は犯罪に対応する処罰と「連坐」をすべて記載しているわけではない。<sup>(20)</sup>「盗」の科刑に伴う「連坐」の具体的な処罰規定は残存せず、また「特殊な盗」の「連坐」の処罰規定もこの「盗鑄銭」といくつかの罪にしか残存していない。

この「盗鑄銭」に特化した「連坐」の処罰規定<sup>(22)</sup>は、つぎの二年律令<sup>203</sup>簡<sup>(23)</sup>の「盗鑄銭」の「与同罪」に準用される。

<sup>(23)</sup>人の盗鑄銭するを知り、銅、炭を買うを為す、及び其の新銭を行するを為す、若しくは之れを通ずるを為すは、与同罪。(智(知)人盗鑄銭、為買銅、炭、及為行其新銭、若為通之、与同罪。)

<sup>(23)</sup>は、違法な鑄銭であることを知りながら、銅・炭などの原材料を購入したり、完成した銭を使用・流通させた者を「与同罪」とする。これら協力者は、<sup>(22)</sup>の「盗鑄銭」の処罰規定にしたがって棄市となり、その同居らは「連坐」の処罰を受ける。

ついで<sup>208</sup>・<sup>209</sup>簡<sup>(24)</sup>では、違法な鑄銭を謀って、すでに必要器具をいくつか揃えたにもかかわらず、まだ鑄銭を実行していないとき、つまり未遂のばあいは、<sup>(22)</sup>に定める棄市から一等減じて黥城旦舂を科すよう定める。

<sup>(24)</sup>諸ぞ盗鑄銭せんと謀り、頗る其の器具を有すも未だ鑄せざるは、皆黥して以て城旦舂と為す。知りて為す及び鑄銭の具を買うは、与同罪。

(諸謀盗鑄銭、頗有其器具未鑄者、皆黥以為城旦舂。智(知)為及買鑄銭具者、与同罪。)

ここで未遂に終わった「盗鑄銭」の謀議に参加した者、その謀議を知りながら鑄銭の器具を購入した協力者は「与同罪」として黥城旦舂の刑となる。それでは未遂で鑄銭の利益は発生せず、贓物も存在しないのに、なぜ

「与同罪」が適用されて同居らまで「連坐」するのであろうか。

ここで注意されるのは、<sup>(24)</sup>の犯罪者本人には「頗る其の器具を有す(鑄銭の用具を少しでも揃える)」という条件、協力者には「鑄銭の具を買(鑄銭の用具を購入する)」という条件が特記される点である。これらの条件は、未遂のすべてが処罰対象となるのではなく、鑄銭の用具をいくらかでも揃えた状態の未遂のみが対象となることを意味する。

前節までの検討では、同居らが「連坐」する理由は、具体的な贓物や違法に略取された人が同居らの目に触れ、犯罪の存在に気付く可能性があることにあった。ところがこの<sup>(24)</sup>では、未遂で違法な贓物は存在しないから、同居らが犯罪に気付く可能性がないように見える。

しかし彼らの目に触れる「モノ」は別にある。それは鑄銭の器具である。鑄銭の器具を一つでも揃えた以上、違法に鑄銭を行なう意志が明白に存在する。鑄銭器具を揃える行動は、里内の日常を逸脱した「異常」な行為の積み重ねからなる。日常の行動をともしていた同居・伍人らがその「異常」に気付かないわけではない。

この条で「与同罪」による「連坐」が付加されているのは、鑄銭器具と材料をいくらかでも揃えたことを条件として、それらを目にする同居らがその違法性に気付くのは当然と見なされたことによる。「盗」に伴う「連坐」は、同居らが実際に知っているか否かを問わず、「知っているはず」として自動的に科せられるのだから、同居らが犯罪の存在に気付くべき状況がそこになければならない。「盗鑄銭」未遂のばあい、それが「頗る其の器具を有す」なのである。

このように考えてくると、秦の立法者は、分配し得る贓物、違法に連れ

てこられた人、犯罪に使用するのが明白な用具など、「盗」に類する犯罪に関わる「異常」が同居・伍人らの目に触れて、犯罪の存在に気付く可能性が高いことを条件に、彼らを「知っているはず」と見なして告発の義務を付した、ということが出来る。

立法者は「盗」に類する犯罪の告発を得るため、犯罪者とその協力者の戸と伍を対象に、犯罪を知覚し得る「異常」が目に触れる状況、「知っているはず」という状況のあることを必須の条件としたうえで、実際に気付く気付かざるを問わず、告発しない同居・伍人・里典をすべて自動的に「連坐」させるという方法をとった。そして犯罪を知覚し得る「異常」がもたらされていなければ、同居らが告発できるはずはないとして、はじめから「連坐」を設定しなかった。ここに秦法の合理性がある。

秦の立法者が「連坐」を設置した目的は、「盗」と「盗」に類する犯罪を発見し得る里人らに、それを隠さないよう圧力を加えることにある。それは、当時の政府が「盗」犯罪の告発を何より重視し奨励したからである。ここにこそ秦の「連坐」の本質があるといえよう。

以上、「与同罪」を科す犯罪として「特殊な盗」といべき「盗」に類する犯罪を取り上げた。これらの犯罪に対する処罰はもとから「連坐」を伴う。それゆえ本刑とともに「連坐」も含めて科す「与同罪」を科すことよって、協力者の同居らにも「連坐」が付加される。

ところが次章に挙げる「与同罪」の事例は、同居らが犯罪を知覚するための「モノ」が生じず、また犯罪を知覚すべき立場にもないため、「連坐」を付加すべき条件がみたされない。それゆえ犯罪の協力者が「与同罪」とされたとき、同居らが「連坐」するとは考えにくい。

ただそれらの事例にはある性質が共通する。それはみな地方行政機構の末端に位置する下級官吏たちの犯罪に当たるという点である。そもそも「二年律令」において「与同罪」を科す犯罪は、本章で検討した「盗」に類する犯罪以外では、みな次章に検討する下級官吏による不正の黙認に限定される。犯罪の協力者に対して、本刑に「連坐」を含めて科すという重い処罰からなる「与同罪」が、なぜ特殊な「盗」と下級官吏の犯罪に適用されるのであろうか。そこでつぎに官吏たちの「与同罪」を検討してみよう。

### 三 官吏の不正黙認と「与同罪」

まず爵位継承に関する二年律令390簡②⑤を挙げる。

②⑤嘗て罪耐以上有るは、人の爵後と為るを得ず。諸そ当に爵後を拜すべきは、典若しくは正、伍、里人の五人を下る母きをして任じて占せしむ。(嘗有罪耐以上、不得為人爵後。諸当揅(拜)爵後者、令典若止、伍、里人母下五人任占。)

この条では、冒頭に前科ある者の爵位継承を禁止する規定を置き、ついで「諸」字以下に、里典または里正と伍人・里人から五名以上を選び、爵位継承に保証人(占)を立てる基本規定を定める。もし爵位の継承登録時点で保証人が虚偽に気付けば、すぐさま虚偽が訂正される。それ以降に虚偽が発覚すれば保証人は処罰されるが、その処罰規定は伝存しない。

この保証人の筆頭に里典・里正があることの理由については、二年律令328〜330簡②⑥の里典・里正の「与同罪」と関連付けて考える必要がある。

②⑥恒に八月を以て郷部耆夫、吏、令史をして相雜あいまじえて戸籍を案ぜしめ、副は其の廷に蔵す。移徙有るは、輒ち戸及び年籍、爵細を徒所に移し、并せて封す。留めて移さず、移すも并せて封せず、実に数を徙さざること十日を盈たすに及ぶは、皆罰金四兩。数の在る所の正、典告せざるは、与同罪。郷部耆夫、吏主及び戸を案ずる者得えざるは、罰金各々一兩。(恒以八月令郷部耆夫、吏、令史相雜案戸籍、副臧(蔵)其廷。有移徙者、輒移戸及年籍、爵細徒所、并封。留弗移、移不并封、及實不徙數盈十日、皆罰金四兩。數在所正、典弗告、与同罪。郷部耆夫、吏主及案戸者弗得、罰金各一兩。)

この条では、八月の戸籍調査と転居者の戸籍移動のさい、郷部耆夫・吏・令史が規定通りに手続きしないばあいの処罰を定める。注目されるのは、戸籍移動(21)と封緘の遅延が十日以上に至ったとき、転居者を受け入れる里の里典・里正がその遅延を告発しなければ「与同罪」として処罰されることである。このとき里典・里正は「与同罪」によって郷部耆夫・吏・令史と同様に罰金四兩の処罰を受ける。

②⑤を参考にすれば、里人の爵位の継承について里典・里正が筆頭で保証するのだから、里典・里正は里人の正確な年齢・爵位などを把握していると考えて相違ない。里正・里典が外部からの転入者の「戸及び年籍、爵細」の内容―転入者の素性―を知らされるのは当然であろう。

つまり②⑥で里典・里正に告発の義務が生じるのは、転居者の戸籍の未到着を、知っているはずと見なされたことにかかる。ただし「与同罪」であるからといって、里典・里正の同居らが、連坐するとは考えにくい。この犯罪には、その同居・伍人に犯罪を知覚させる贓物や人などは発生せ

秦の連坐制と「与盗同法」「与同罪」——秦法がとくに牽制する犯罪——

ず、彼らは、知っているはず、という条件に当たらない。

つぎの「二年律令」394簡②⑦は「吏」が「与同罪」となる。

②⑦諸そ詐偽して自ら爵もて免ず、爵もて人を免ずるは、皆黥して城旦春と為す。吏知りて行なうは、与同罪。(諸詐(詐)偽自爵免、爵免人者、皆黥為城旦春。吏智(知)而行者、与同罪。)

この条は、爵と交換で本人または他人の刑罰を免除するとき、その爵に虚偽があるばあいの処罰を定める。爵位の虚偽申告をもとに刑罰免除が行なわれたとき、虚偽申告者は黥城旦春という重い処罰を受ける。さらにその虚偽を知りながら刑罰免除の手続きを行なった「吏」も「与同罪」となり、黥城旦春を科せられる。

しかしこの条が「与同罪」であるからといって、この「吏」の同居らが「連坐」すると考えることには無理がある。「吏」の同居が虚偽申告者と同居・同郷とは限らない。同居らと虚偽申告者との接点があれば、虚偽の存在を告発しうがなく、知っているはず、という条件を満たさない。もたらされる獲得物も見当たらない。

つぎの「二年律令」482・483簡②⑧も「吏」が「与同罪」となる。

②⑧大史・大卜謹んで吏の員を以て官の史、卜を調ととう。県道官受けて除事し、環かえす勿かれ。吏の徳罷す、佐の勞少なき者、敢えて擅たくに史・卜とする毋かれ。史・卜調書を大史、大卜より受けて通たくす、留む、及び擅たくに視事せざること三月を盈せば、斥けて以て史、卜と為す勿かれ。史壹いっに除事せざるは、与同罪。其れ吏に非ざるや、奪爵一級。史、卜の郡に属する者、亦た以て事に従う。(大史・大卜謹以史員調官史、卜。県道官、受除事、勿環。史備(徳)罷、佐勞少者、毋敢壹(擅)史、卜。

史、卜受調書大史、大卜而通、留、及亶(擅)不視事盈三月、斥勿以爲史、卜。吏壹弗除事者、与同罪。其非吏也、奪爵一級。史、人(卜)属郡者、亦以從事。」

この条では、県の史・卜の着任と職務遂行に関する不正の例を挙げて、その処罰を定める。ここに、史・卜が職務を遂行しないとき、「吏」がそれを是正させなければ、その「吏」を「与同罪」とする規定がある。しかし「吏」と史・卜が同郷・同里とは限らず、「吏」の同居らと史・卜に接点があるわけではない。贓物も生じない。

それならば②⑦⑧にわざわざ「与同罪」を科す目的は、同居・伍人らの告発を求めて「連坐」を科すことにあるのではなく、別にあると考えなければならぬ。そこであらためて三条の共通点を搜索して、その目的を探ってみると、二つの性質が注目される。

まず一つは、この「与同罪」がみな「吏」を対象とすることである。たとえば⑧では「吏」でなければ「奪爵一級」に処すのだから、この「与同罪」はまさに「吏」に限定した処罰といえる。②⑦も、爵による刑罰免除の手続きを行なった「吏」が対象である。また②⑥の里典・里正は、官から里の行政職務の一部を委任されている以上、その立場は官吏に準する。<sup>(22)</sup>つまり彼らは「吏」であるから「与同罪」とされたといえる。

もう一つは、犯罪者の故意である。②⑥では、戸籍の移動・封緘の遅延を知らずしているはずの里典・里正が告発しないことが罪となる。②⑦は、爵位を偽った刑罰免除に対して、その手続きを担当する「吏」が虚偽を知らず知っているのに黙認したことが罪となる。②⑧は、史・卜が任務に就かず職務を遂行しないとき、同じ部署の「吏」がそれを知らず知っているのに

是正させないことが罪となる。すなわち三条は知らずしているのに故意に放置する点で共通する。<sup>(23)</sup>

二つの性質を合わせると、「吏」が他の官の不正を故意に黙認したときに「与同罪」が適用されると理解できる。彼らは犯罪の遂行に直接協力したわけではないが、他の官の業務上の不正に黙認というかたちで協力した。いわば故意の「職務怠慢」といえる。<sup>(24)</sup>

この「吏」の故意の「職務怠慢」に「与同罪」を適用すれば、不正を黙認した官吏は、その不正に科す本刑が科せられるのだから、それはきわめて重い処罰を受けることを意味する。先に見たとおり、官吏が職務上の失態の責任を問われるときは軽い罰金刑に留まっていた。しかし「与同罪」を科せば、もとの犯罪に科す重い刑罰がそのまま科せられてしまう。

つまり公務において故意に不正を放置するという悪質さが重視されたからこそ、「与同罪」によって、公務上の過失責任を問うよりも重い処罰が加えられたのである。これら「与同罪」は他の官に連坐したのではなく、故意の不正の黙認という悪質さに対する本刑に等しいといつてよい。

このように知らずしているのに不正を見逃した官吏という条件で「二年律令」と睡虎地秦簡から事例を収集すると、本章の三条に加えて、「二年律令」の「津関令」の四条、<sup>(25)</sup>前章に検討した⑫(禾芻稟の過不足分の隠匿)⑬(辺境での財物の不正持ち出し)⑭(辺境での黄金の不正持ち出し)が挙げられる。「津関令」の四条は、人やモノが不正に関所を出入する犯罪に対する処罰を定めており、⑬⑭と同じ性質からなる。

合計十例の規定が収集できるのだから、秦法は知らずしているのに故意に不正を見逃し、その犯罪を黙認した悪質な下級官吏に対して、意図的に

「与同罪」を科していたことになる。秦法は、官吏が故意に他の官の不正を見逃すことを重大視し、より重く処罰せんとして「与同罪」を適用するのである。

またこの「与同罪」には「内部告発」を促すという機能もある。本章で検討した「与同罪」は、地方行政機構の末端の里で実地に行政を行なう下級官吏に対して、受け取った業務文書を注意深く観察させて、不正やミスを発見・告発するように圧力を加えるという効果がある。この「与同罪」は、行政機構の末端で不正を「知っているはず」の下級官吏に「内部告発」を促すという目的をもった特殊な処罰なのである。

二年律令と睡虎地秦簡を見るかぎり、「与同罪」の語を使用するのは「盗」に類する犯罪と官吏による不正黙認の二種に限定される。<sup>⑬⑭</sup>のよ  
うに、両者が重なることもある。「与盗同法」「与同罪」を科す犯罪には、里内または官署内にそれを「知っているはず」の者が必ず存在し、里内では「盗」に類する犯罪者とその協力者およびその同居・伍人が、官署内では、郷里の行政実務を実地に担当する下級官吏とそれを黙認した官吏が処罰される。「家」「官」それぞれにおいて、「内部告発」を要求される立場にあるからこそ、彼らは処罰の対象となるのである。

それならば「官」で職務する下級官吏に「連坐」する者は、それを「内部告発」し得る者でなければならぬ。それはけっして官吏の居住する里の同居らや伍人ではない。しかしその行政事務の処理を補助した者がいたとすれば、それこそが「連坐」すべき対象者となるであろう。それはたとえ、役所内の事務的な仕事に就役する刑徒（隸臣・司寇）や官有奴隸（臣・妾）などが想定される。つまり官吏の不正黙認を知り得る不特定の

者を「連坐」させるため、ここに「与同罪」が適用されたのではなからうか。

このように考えると、これまでの検討結果に合わせて本稿冒頭に掲げた「法律答問」18条をつぎのように解釈する必要がある。

律に、与盗同法と曰う。又、与同罪と曰う。此の二物は、其の同居、典、伍当<sup>ま</sup>に之れに坐すべし。与同罪と云い、其の罪を反すと云うは、当に坐すべからず。●人の奴妾其の主の父母より盗すは、主より盗すと為すや、主より盗すと為さざるや。同居するは主より盗すと為し、同居せざるは主より盗すと為さず。

この条の「●」以下は、奴隸が主からも盗み得る状況（主と父母が同居）にあれば、主から盗んだとみなし、盗み得ない状況にあれば（主と父母が不同居）、主から盗んだとは見なさないことを説明する。それは「与同罪」が犯罪を知り得る立場の不特定の者をも「連坐」させる規定であること、これを説明する補助として付記されているのである。

「盗」および「盗」に類する犯罪はもともと「連坐」が伴うので、「与盗同法」とされた者および「特殊な盗」で「与同罪」とされた者には必ず「連坐」が付加される。その「連坐」対象者は、その犯罪を知り得る可能性のある「同居・典・伍人」である。

ところが官の不正黙認に科す「与同罪」では、里の「同居・典・伍」がその犯罪に気付く可能性のないばあいがあり、状況によって「連坐」から外す必要が生じる。またその職務に関与した不特定身分の者があれば、「連坐」対象者とされるばあいもある。すなわち官吏の不正黙認には、犯罪の状況によって、「連坐」させるべき「同居・典・伍」と「連坐」させるべ

きではない。「同居・典・伍」が存在し、また不特定身分の「連坐」させるべき者が存在するばあいもある。「以其罪論之」「以其罪反罪之」の語を使用するわけにもいかない。それゆえ犯罪の状況によって「連坐」すべき者の範囲が変わることを勘案したうえで、「与同罪」の語を使用して「連坐」させるべき者があれば、必ず「連坐」させるよう指示する必要があったのである。

この「法律答問」18条は、あくまでも「連坐」の一般的な原則を述べたものと見なされる。それゆえ睡虎地秦簡・「二年律令」には、「与同罪」の語を使用しないで連坐を科す個別の規定群もまた散見する。それは原則に外れた「連坐」の詳細を個別に指示する必要があるからなのである。

おわりに

「与盗同法」「与同罪」の語によって、「盗」に類する犯罪と官吏による不正の見逃しに、本刑と「連坐」をすべて科し、「坐賊為盗」「以其罪論之」「以其罪反罪之」の語によって本刑のみ科すという小論の結論の一つは、後代の『唐律疏議』名例律53条「称反坐罪之」条の先蹤と位置付けられる。唐律では「以枉法論」「以盗論」のばあい、科刑上完全に真犯と同視して、付加刑その他すべての法的効果を本罪と同等にし、「準枉法論」「準盗論」のばあいは、ただ枉法・盗の本刑のみを適用し、付加刑その他を適用しないからである。

また「吏」の故意の「職務怠慢」に「与同罪」を適用して、不正を黙認した官吏に過失の処罰よりも重い処罰を科すことは、唐律の公罪・私罪の

区別に似る。『唐律疏議』名例律17条「官当」条は、公務上の罪で悪意のないばあいを「公罪」、私人として犯す罪のすべてと、悪意をもって公務上で不正をなす罪を「私罪」と定義する。官品を削って実刑に代替するとき、私罪は公罪よりも代替できる徒刑の年数が短い。そして『唐律疏議』名例律40条「同職犯公坐」条は、他の官吏の不正を覚らない者に「公罪」の連坐を科すが、故意に見逃せば、「公罪」の連坐から外して「私罪」として重く処罰する。小論の秦の官吏の不正黙認に科す「与同罪」も連坐や共犯ではなく、故意の犯罪に対する個別の処罰に当たる。その悪質さに対する本刑に等しいといつてよい。<sup>(26)</sup>

このように小論で明らかにした制度が、秦から唐までの間にいかなる変遷を経て唐律に至るのかを考えるのも、今後の課題の一つである。

なお前漢文帝の時代、『史記』卷一〇孝文本紀元年(前一七九)一二月の詔に、「收帑諸々の相坐の律令を除く」とあり、このとき「父母妻子同産」を対象とする縁坐と「收帑」(妻子の没官)が除去された。ここに同居らに関する「連坐」は記されていない。

しかし同居・伍人・里典の「連坐」もこのとき除去されたと考えてよい。なぜなら「收帑」の除去は、「戸」内で犯罪者にもっとも近く存在する妻子に対して、連帯責任と告発義務を問うのをやめたことを意味する。するとより遠い「戸」内の同居と「伍」人に告発義務を問いつけては不公平になつてしまうからである。

注

(1) 睡虎地秦簡の釈文と簡番号は、睡虎地秦墓竹簡整理小組編『睡虎地秦墓竹簡』(文物出版社、一九九〇年)にしたがうが、独自に釈文を変えた部分

もある。法律答問の条文番号は松崎つね子『睡虎地秦簡』（明徳出版社、二〇〇〇年）による。なお重文記号を文字に置き換え、「●」以外の記号をすべて省略した。

- (2) 秦の「連坐」について、鈴木直美「戦国秦の連坐」（『明大アジア史論集』三、一九九八年、同『中国古代家族史研究』刀水書房、二〇一二年に再録）、富谷至『秦漢刑罰制度の研究』第三篇連座制の諸問題（同朋舎、一九九八年）、角谷常子「秦漢時代における家族の連坐について」（富谷至編『江陵張家山二四七号墓出土漢律令の研究』論攷篇、朋友書店、二〇〇六年）を参照。ただし秦の連坐の研究の多くは、「父母・妻子・同産」を死刑に縁坐させる規定と妻子を没官する「収斂」の研究に集中する。また「与同罪」「与盗同法」の連坐を取り上げた朱紅林氏は、両語の性質の違いにのみ言及されている。同『張家山漢簡《二年律令》研究』第二章四節（黒竜江人民出版社、二〇〇八年）。

- (3) 本稿は「同居」をたんに同一戸内に居住する者と考えるに留める。睡虎地秦簡発見以来、「同居」の構成員について諸氏が議論され、いまだ見解の統一を見るに至っていない。議論の概要は、鈴木直美「里耶秦簡にみる秦の戸口把握―同居・室人再考―」（『東洋学報』八九―四、二〇〇八年、注2 同氏著書に再録）を参照。本稿はその議論に立ち入らないが、ただ「同居」のうち「連坐」するのは成人男性のみと推測する。

- (4) 一般に、始皇帝の名の「政」字を避諱して「里正」から「里典」に改名したと考えられてきた。しかし「二年律令」330簡に「里正・典」とあり、「政」字の避諱説に再検討の必要が生じている。秦の滅亡後、「正」「政」を避諱字から外したとき、読む者の混乱を避けるため「典・正」を併記した可能性もあるが、現状ではよくわからない。

- (5) 注1『睡虎地秦墓竹簡』を参照。注2 富谷氏著書は「与盗同法」「与同罪」の両者が連坐を伴うと解されるが、同氏「二年律令に見える法律用語―その（一）―」（『東方学報』七六京都、二〇〇四年）では、「与同罪」に連坐が伴わないと解されている。なお富谷氏は「与盗同法」「与同罪」の法字・罪字に明確な区別があるとして、両者の差異を説明されている。

- (6) A.F.P.Hulsewe氏の法律答問18条の翻訳はつぎの通り。「律文に『与盗同法』と云い、また『与同罪』という。これらは二つの（別の）、ことである。犯罪者の家族、（村の）代表、彼と同じ伍（の成員）が、彼の犯罪によって

秦の連坐制と「与盗同法」「与同罪」――秦法がとくに牽制する犯罪――

裁かれるよう認定されているとき、これを「与同罪」とよぶ。（律文に）「反其罪」というとき、彼らは裁かれるよう認定されていなく……。』A.F.P. Hulsewe *Remnants of Ch'in law : an annotated translation of the Ch'in legal and administrative rules of the 3rd century B.C., discovered in Yun-meng Prefecture, Hupei Province, in 1975* Leiden : E.J. Brill, 1985.

Hulsewe氏は「反其罪」に対して「犯罪を誣告して被疑者の家族たちを連坐させたばあいに、誣告した者の家族が連坐させられることはない」と注記され、富谷至氏も同様に、誣告罪を犯した者は当然罰を受けるが、その者の同居には縁坐が及ばないと解されている。ただし富谷氏は「与同罪」「与盗同法」の両者に縁坐が適用されると解される点がHulsewe氏と異なる。注2 富谷氏著書第三編第一章を参照。

- (7) 「二年律令」「奏讞書」を含む張家山漢簡の発掘報告書に、張家山二四七号漢墓竹簡整理小組編『張家山漢墓竹簡（二四七号墓）』（文物出版社、二〇〇一年）がある。釈文・簡番号はそれによるが、私案により釈文を変えた部分もある。なお睡虎地秦簡と張家山漢簡「二年律令」の書写時期には約50年の差があり、両資料がすべて同一の規定からなるわけではないが、基本となる法は秦法であり、両資料は基本的には同じ制度に基づくと考えられる。両資料に見る刑の厳罰化について、石岡浩a「張家山漢簡「二年律令」盗律にみる磔刑の役割―諸侯王国を視野におく厳罰の適用」（『史学雑誌』一一四―一一、二〇〇五年）、石岡浩b「前漢初年の贖刑の特殊性―二種の無期勞役刑を回避する二種の贖刑―」（『日本秦漢史学会会報』七、二〇〇六年）を参照。

- (8) 統一秦時代の律からなる雲夢龍崗秦墓竹簡も除外する。中国文物研究所・湖北省文物考古研究所編『龍崗秦簡』（中華書局、二〇〇一年）。

- (9) 石岡浩c「収制度の廃止にみる前漢文帝刑法改革の発端―爵制の混乱から刑罰の破綻へ―」（『歴史学研究』八〇五、二〇〇五年）を参照。

- (10) 二年律令55・56簡を参照。なお（ ）の貲二甲と貲一盾は戦国秦の罰金刑の名称である。

- (11) 『史記』卷六八商君列伝「民をして什伍を為し、相牧司連坐せしむ」。商鞅変法の具体的内容は、古賀登『漢長安城と阡陌・梟郷亭里制度』（雄山閣、一九八〇年）、好並隆司『商君書研究』（汲水社、一九九二年）を参照。

- (12) 独自に「彼」を「匪」に読み替えた。『説文通訓定声』隨部第十「彼」に「又

為匪、実為非」とある。

- (13) この条は、死罪の罪人を隠した者は「与同罪」ではないので、連坐<sup>㉒</sup>がなく、死罪より軽い罪人を隠した者は「与同罪」なので、連坐<sup>㉒</sup>があるように読める。しかし法の主旨は、罪人を隠匿した者にはその罪人と同じ罪を科すという原則を定めたものの、死刑は重いので死罪の罪人のときのみ黥城旦舂に減刑しようということにある。それならば、死罪の罪人を隠匿した者に科す黥城旦舂にも、連坐<sup>㉒</sup>が付加されると見るのが、自然な解釈である。

- (14) この条の訴訟用語の解釈に、初山明氏の研究を参照した。初山明『中国古代訴訟制度の研究』第二章（京都大学学術出版社、二〇〇六年）を参照。

- (15) 注6石岡論文aを参照。なお石岡論文aで、秦の群盗罪に科す刑罰を「黥城旦舂」と述べたが、のち石岡浩d「戦国秦の盗罪にみる刑罰加重の法則——城旦舂刑を回避する遷刑の役割——」（『中国出土資料研究』一一、二〇〇一年）で、「斬左趾黥城旦」に訂正した。

- (16) 睡虎地秦簡「封診式」37～41簡「告臣」条で、臣（男性奴隸）を官に売却していることも注意される。

- (17) 「与同罪」を伴う「特殊な盗」の一つに二年律令68・69簡の「劫人」（誘拐罪）がある。この「劫人」も、誘拐被害者と身代金という「異常」に里人が気付く可能性があるため、協力者の同居らに「連坐<sup>㉒</sup>」が付加される。

- (18) 1両＝315銭（張家山漢簡「算数書」46簡「金賈（價）兩三百一十五銭」から、4両は1260銭となる。注6『張家山漢墓竹簡（二四七号墓）』を参照。一日8銭の労働（睡虎地秦簡「秦律十八種」133簡）ならば、1260銭は157日の労働に換算される。日数を比較しても「罰金四兩」は「戍辺二歳」よりきわめて軽い。

- (19) 盗鑄銭の詳細は、柿沼陽平「前漢初期の盗鑄銭と盗鑄組織」（『東洋学報』九〇—一、二〇〇八年、同『中国古代貨幣経済史研究』汲古書院、二〇〇一年に再録）を参照。

- (20) 「二年律令」は、法の増加と改正が相次ぐ状況下で、地方行政に必要な律令と増加・改正分をまとめた限定的な法令集であると考ええる。注6石岡論文aを参照。

- (21) 「数」は「名数」であり、戸籍記載者の名や人数を示す。ここでは「戸及び年籍、爵細」を総称して「数」とする。里耶秦簡J1⑩9正面の始皇帝

二六年五月の木牘の「都郷守」の上言では、都郷に転入してきた一七戸の者たちの「年籍」の未到着を述べて、もとの郷に送付を求めている。湖南省文物考古研究所・湘西土家族苗族自治州文物署・沅陵県博物館「湖南龍山里耶戦国—秦代古城一号井発掘簡報」（『文物』二〇〇三—一）、里耶秦簡講読会「里耶秦簡訳注」（『中国出土資料研究』八、二〇〇四年）を参照。

- (22) 睡虎地秦簡では「吏」「典・老」の併記が散見する。里典が「吏」と同等の存在であることを傍証する。

- (23) 六国統一以後の秦の法制を伝える龍崗秦簡に「智請入之、与同罪」（22簡）、「吏弗効論皆与同罪」（44簡）とあるのも同種の規定である。注7『龍崗秦簡』参照。

- (24) 『史記』卷六秦始皇本紀始皇帝三四年（前二三）条の李斯の上奏に「吏見知不孝者与同罪」とある。

- (25) 489簡、496簡、499簡、511簡。

- (26) 律令研究会編『訳註日本律令』五 唐律疏議訳註篇一（東京堂書店、一九七九年）を参照。

（客員研究員・東洋大学非常勤講師）